

第 1 3 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 30 年 8 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 41 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 42 号	農地利用集積計画の決定について
議第 43 号	御嵩農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
報第 12 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	13 番 木村博子 委員 14 番 日比野勝伸 委員
7、欠席議員	
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 13 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、13 番 木村博子委員、14 番 日比野勝伸委員を指名します。
議 長	それでは、議第 41 号 農地法 第 5 条 第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について、3 番 奥村委員 説明願います。
3 番奥村委員	本申請は先月にも一度提出があった案件ですが、境界があいまいであったことと隣地承諾書もなかったことから、現地確認の際に隣地への影響の有無が正確に判断できないとして申請者代理人と相談し、取り下げとなった案件です。 申請地の場所は美佐野公民館より北東へ約 200m の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は 3 世帯家族で車が 3 台あり駐車場が不足しており一方で、譲渡人は遠方に住んでおり耕作ができず、譲受人からの申し出があり本申請に至りました。 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等への被害防除施設の概要として、申請地の東側は川、西側は道路、南側は畑、北側は申請者の住宅、誓約書・隣地承諾書・残高証明書・委任

	<p>状・転用済みであったため始末書を確認しました。</p> <p>今月分の現地確認では隣地承諾書もあり、境界も明示されていたため、先月の現地確認の際に不明であった点については確認ができているかと思われます。</p> <p>以上より周辺には被害がないと思われますが十分注意し、非該当がありましたら申請人で対応します。</p> <p>以上のことから本事案の申請内容に問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられています。</p> <p>また、申請地は平成 29 年度に農振除外がなされております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に 2 号事案について、12 番 山口委員 説明願います。</p>
12 番山口委員	<p>申請地の場所は町道より北西へ約 10m の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、申請人は現在、借家住まいであり、将来を考え申請地を譲り受けて家を新築したいと考えております。</p> <p>汚水は合併浄化槽に、雨水は南側の側溝に流します。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等への被害防除施設の概要は、南側は道路、東側は畑、西側は現況竹藪、北側は山林です。7 月 26 日、現地確認を行いました。</p> <p>添付書類は誓約書、委任状、配置図、始末書、隣地承諾書、資金調達について融資証明書を確認しました。</p> <p>以上から 2 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に位置付け</p>

<p>議 長</p>	<p>られています。 以上です。</p> <p>採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案については適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に3号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p>
<p>9番鍵谷委員</p> <p>事務局次長</p>	<p>申請地は、伏見中町地区のめぐみの農業協同組合伏見支店の東隣です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲渡人は周辺が住宅化してきたことから本申請地を農地として適切に維持・管理することが困難になっていたところ、譲受人より本申請地を買い受け、駐車場として利用したい旨の申し出を受けたため今般申請するものがあります。譲受人であるめぐみの農業協同組合は本申請地西側に支店がありますが、現在の駐車場が手狭であることから、本申請地とその南側山林の隣接地を一体的に利用して駐車場敷地といたく、今般の申請に及びました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について、本申請地の北側は譲渡人所有の畑、東側は宅地、南側は一体利用地となっておりますが現況は山林、西側は宅地であります。周辺の境界にはブロックにて土留めをし、土砂の流出を防ぎます。申請地の雨水は既設水路にて排水します。</p> <p>工事施工にあたっては近隣に迷惑とならぬよう十分留意し、被害なきよう注意します。万が一被害があった場合は申請者にて責任を持って対処します。</p> <p>添付書類として、委任状、計画平面図、誓約書、駐車場が必要な理由書、残高証明書、履歴事項全部証明書、定款、始末書が提出されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は7月26日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから3号事案について問題ないかと思われませんが皆様の審議をよろしく願います。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>申請地につきましては、「都市計画法」第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため第3種農地に位置付けられています。 以上です。</p>

議 長	<p>採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第 42 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案、2号事案は5番 青木委員に関係しますので、5番青木委員は 農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (5番 青木委員 退席)</p> <p>1号事案、2号事案について、平田推進委員 現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
平田推進委員	<p>7月 19 日、地区担当農業委員の須田委員と現地を確認いたしました。 場所は、送木公民館周辺の6か所です。借人は普段から農機具等を使用して農業に従事されている〇〇さんでありますので営農条件等に問題はないかと思われます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にございませぬ。</p>
議 長	<p>1号事案、2号事案について関連しておりますのでまとめて採決を取らせて頂きます。 採決に入ります。 1号事案、2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案、2号事案については可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、5番 青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第 43 号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について を議題とします。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>事務局、朗読・説明願います。</p> <p>7月3日に開催しました、御嵩町農業振興地域整備促進協議会において、各筆調書に記載のある13件について、現地確認及び申請書による除外理由等から、「除外はやむを得ない」とする意見がなされました。</p> <p>なお意見として、事案番号A-1からA-10については</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各筆にフェンスを設置すること。 ② 教育委員会、上之郷小学校 PTA 及び地元自治会に、事業内容の説明を必ず行うこと。 ③ 大雨等により、太陽光発電事業に起因する被害が発生した場合は、転用事業者で責任を持って対応すること。 <p>の意見を付されました。</p> <p>協議会の答申を受け御嵩町としての方針を検討した結果、同様な判断として、次のとおり計画変更を進めることとしました。</p> <p>なお、事案番号A-1からA-10に対する意見について、まず</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各筆にフェンスを設置すること。 ② 教育委員会、上之郷小学校 PTA 及び地元自治会に、事業内容の説明を必ず行うこと。 <p>町の対応としては、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例第6条第2項により、発電事業者は、地元自治会等に対して当該発電事業に係る計画の内容、維持管理の方法等について十分説明し、さらに第8条第1項により発電事業に関する説明を実施した旨を届け出る必要があります。</p> <p>今回の事業は上之郷小学校に隣接しており、説明を行う対象に含まれることから、事業計画について御嵩町農業振興地域整備促進協議会から御嵩町教育委員会へ文書および口頭で事前に情報提供を行い、さらに、事業者に対し御嵩町教育委員会へ速やかに説明を行うよう指導しております。</p> <p>今後も確実に説明が行われるよう指導を継続し、説明を行った場合は「地元自治会等に対する説明会実施報告書」を提出させるよう指導します。</p> <p>③大雨等により、太陽光発電事業に起因する被害が発生した場合は、転用事業者で責任を持って対応すること。</p> <p>町の対応としては、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例第11条第2項により、事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震等の自然災害、交通事故、火災等の人為的災害その他の非常事態が発生した場合であって、土砂流出等近隣への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、町長に報告しなければならないこととなっております。</p> <p>今後太陽光発電事業に起因する被害が発生した場合は、必要な措置を講ずるよう指導してまいります。</p>
--------------	---

<p>議 長</p>	<p>農用地利用確保計画の変更については、太陽光発電施設 11 件、分譲住宅 1 件、倉庫 1 件の計 13 件で周辺の営農環境等に重大な支障を及ぼすことがなく、申請事由等から除外するものであり、農用地区域から除外 新規 13 件 12,328 m²となります。</p> <p>以上です。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議題 43 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって議題 43 号 御嵩農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり可決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に 報第 12 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による 届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10 時 04 分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

13 番

14 番
